

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530004

研究課題名(和文)「自分のための」司法参加～パブリックリーガルエデュケーション導入を手がかりとして

研究課題名(英文) Participation in the Judicial System for One's Own Good: Focusing on Public Legal Education

研究代表者

田巻 帝子 (TAMAKI, TEIKO)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：80251784

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：一般市民が日常生活のトラブルを未然に防ぐためや法的な問題に直面した際に適切な対応を自らとるために、その行動を支援するカナダや英国のPublic Legal Education(以下、PLE)の制度と実態について調査を行った。

その結果、PLEとして多種多様な機関による活動が行われていること、カナダと英国では異なること、活動資金獲得などの問題を抱えていること等がわかった。国民が「自分のため」に司法参加する手段としてPLEは有効であり、既存のPLE活動類似の機関に考慮し、グローバル化する社会に対応するため外国人居住者や社会的弱者をも射程にいれて、日本独自のPLEを促進する必要があると思われる。

研究成果の概要(英文)：Public Legal Education (PLE) includes all sorts of activities relating to access to justice which aims to provide useful information and skills for people confronting problems or in order to prevent them from having problems. Given that Canada has adopted PLE since late 60s while England set up a PLE task force newly in 2006 I have carried out research on theory and practice of PLE in both countries.

There are many kinds of PLE organizations provide various services under the name of PLE. Despite difficulty in funding is a common issue overall operations of PLE in Canada and England are rather different. It would be worth introducing PLE in Japan in order to promote people's participation in the judicial system for "one's own good", provided it needs to consider the activities of existing organization which provides PLE kind of services. It is also important to focus on foreign residents and vulnerable people as a main target of PLE, for realizing Japanese PLE as in globalize society.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：Public Legal Education 司法アクセス 紛争処理 カナダ 英国 司法参加

1. 研究開始当初の背景

(1) 民事紛争の当事者と相談機関が有する期待値の「ズレ」

問題・紛争を抱えた当事者が、その処理・解決のために具体的な行動に出る場合、自分で調べる、第三者(家族・知人、公的・民間の相談機関、専門家など)に相談する、さらに弁護士への依頼や裁判所手続の利用などの法的な手段をとるという「情報収集 相談行動 問題処理行動」の過程が想定できる。2005年実施の民事紛争行動調査では、弁護士など法律専門家以外の他者に相談をした人が最も多く、問題処理行動で法律を用いなかったグループが多数派であることがわかった。また2007年に実施した紛争経験当事者に対する面談調査ならびに自治体が提供する相談サービス担当者への訪問調査の結果を総合すると、以下の二点が明らかになった。すなわち 紛争を処理・解決する上で法的な処理行動を選択するには「弁護士・裁判所は敷居が高い」「弁護士を知らない」という司法アクセスの問題以前に、「どこに(相談に)いけばよいかわからない」「気軽に相談できるところが欲しい」という一般的な相談アクセスの問題があること、一般市民により身近な相談場所として「アクセスしやすい」と思われる自治体相談サービスの利用をめくっては、問題の解決方法や手段の振り分けを行うサービス提供者側とその場での解決を求めるサービス利用者(一般市民)との間になんらかの「ズレ」がみられること、である。

(2) 離婚紛争の当事者への支援体制の実態とニーズの「ズレ」

さらに、養育費や面接交渉など離婚をめぐる問題の処理における支援体制に関する調査において、行政・民間機関で実務に携わる担当者への聞き取りから、問題解決支援への初歩段階アクセスですら難しい当事者の実態(特にDV被害の妻など)、関係機関の連携が進まない現状、文化的・社会的背景との関

係によるさまざまな地域格差があることや「専門家ではない人」に相談しやすい当事者のニーズがあることがうかがえた。

以上の知見から、民事紛争の当事者のニーズに沿うことと当事者・相談サービス提供者間の期待値の「ズレ」という課題に対して、サービス提供者・当事者双方の「啓蒙・教育」が必要かつ有効なのではないかと考え、英国やカナダに見られる Public Legal Education(以下、PLE)の活動がこうした一般市民に対する「啓蒙・教育」に該当するのではと本研究を着想にするに至った。特に、日本において裁判員制度に代表される国民の司法参加が推奨されている中で、このPLE活動は国家や社会のための司法参加ではなく、自己の利害に直結する「自分の(問題解決のため)の司法参加であり、PLEの理論と実態を探ることが上記のような「ズレ」の解消に役立つと考えられた。

2. 研究の目的

(1) 総論

本研究は、紛争の当事者がその問題処理・解決のために必要とする支援(当事者一般のニーズに対するサポート)において、一般市民が法的な問題解決の手段・方法や情報を得るための教育・啓蒙活動PLEの制度内容を調査し、日本においてどのように導入できるか、また有効であるかを検討し、それによって特にPLEの意義から国民の司法参加を「自身のための」司法への啓蒙の観点からとらえなおすことを目的とするものである。またその目的のために英国とカナダの二カ国を選び、実態調査を行うことで、具体的な検討・分析の手掛かりとする。

(2) 英国・カナダのPLE活動の実態

PLEは、日常生活における問題を回避する、問題が起こっても(自身の状況に照らして)適切に判断するなど、さまざまな「法的に対処する」スキルの養成や知識の提供を一般市

民に対して制度的に行うもので、いわゆる法学教育とは性質を異にするものであり、教育というよりは啓蒙に近いと思われる。特にカナダでは1960年代後半～70年代初めに、弁護士らが中心となりNPO/NGOによる活動として国内各地においてPLEが普及し、現在までそれぞれ活発に活動している。

他方英国では、PLEに関する2004年の諮問委員会報告を受けて2006年に専門調査会が発足し、近年国家レベルでの取り組みが始まったものである。

そこで、同じPLEでも異なる経緯や活動状況を有しているカナダと英国の実態調査を行い、一般市民に対する法的な「教育・啓蒙」がどのように行われ、あるいはその「教育・啓蒙」サービスが利用されているかを明らかにし日本への同種（もしくは類似の）制度の導入の可能性を探る。

3. 研究の方法

(1) 総論

上記の研究目的を果たすため、カナダ・英国のPLEに着目し、PLEの歴史・制度・実態に関する文献調査をふまえた上で、両国のPLE制度と活動の実態・実務に関する各種機関への面談調査を行う。各調査結果から得られた知見をもとに、当事者をサポートするシステムの一環としての日本におけるPLE導入の手がかりをまとめる。

(2) 具体的な内容

まず外国訪問調査の準備段階として、PLEに関する文献資料収集（カナダ・英国のPLEの概要を整理、PLE活動のウェブサイト等で収集可能な最新情報を確認）し、訪問調査項目をまとめる。次に調査対象機関や関係者への調査依頼のコンタクト（カナダはPLE研究の第一人者であるアルバータ大学公開講座学部のLois Gander教授を、英国はPLEネットワーク機関開発普及マネジャーのLisa Wintersteiger氏を中心に）を取り、それぞ

れの現地調査・資料収集を行い、カナダと英国それぞれ独自のPLEの実態についての知見を得る。

また、PLEの制度内容や実態の把握を深めるため、Gander教授の受け入れのもとカナダ・アルバータで長期の現地調査を行う。その際、PLEの全国組織の年次大会への参加等を通し、アルバータ州のみならずカナダ全体のPLEについて現状を見聞して理解を深める。

日本について関連する内容として近年導入された小中学校における「法教育」の取り組みや問題点について文献調査やセミナーなどを通して情報を収集する。また、司法改革にいうところの司法参加の意義を再検討し、日本におけるPLE類似の活動について調べてPLEは日本社会でどのように位置づけられるかを考察する。最終的に、カナダ及び英国のPLEについての共通点や差異を明らかにしつつ、日本への導入の可能性について分析・検討を行った内容をまとめる。

4. 研究成果

(1) PLEについて

PLEの定義に公的かつ単一で確定的ものはなく、また英国やカナダのPLEに相当すると思われる概念や活動内容を指す用語としては、米国のLaw Related Education、オーストラリアのCommunity Legal Educationが相当するなど、国によって異なる。さらに、同国内におけるPLE関係機関や個人の間でも、PLEに対する認識に幅があることがわかった。PLEの担い手として、様々な問題を抱える当事者・場面・状況に応じて公的・民間機関・法律専門家・その他専門家・学生団体・各種個人による総合的な支援の体制がとられており、PLEの受け手は個人だけでなく例えば学校や機関など団体も対象となり、PLEの手段としてチラシや冊子による紙媒体の情報、HP等のインターネット、相談サービスを提供する個人や機関における直接面談等がある。

PLE の目的の中でも重要視されていたのは一般市民が法を主体的に使うために必要な「自信 confidence」を得ることであった。また、PLE の対象となるのはあくまでも「法的に素人」の一般市民であるため、PLE においては「法」をわかりやすく伝える平易な言葉づかい plain language の活用が重視される。

(2)カナダの PLE

カナダにおいて PLE は 1960 年代後半から先駆的な活動が行われているが、直接の契機としては社会全体に広がる貧困、また女性の権利・消費者の権利などの人権侵害や生活向上の運動、対応策として登場したとされる。カナダで普及した背景として、英語を母国語としないカナダ国民（移民やその子孫）が多いことも関連があると思われ、カナダの法制度が各州によって異なることを始めとする同国の「多様性」が、PLE 活動を意味する用語のバリエーション（州・機関によって異なる）や活動目的・ターゲット・内容の異なる幅広い活動主体に表れている。

カナダ国内の各地各種の PLE 機関による活動が「多様」である反面、同じような業務・活動内容の別組織が多数共存することでサービス供給の面や活動運営資金（多くは各地のロー財団（弁護士会の信託勘定の貯蓄から生じる利子を基金とする）から）の獲得競争などの面で理想的な「共生」ではない現状がある。全カナダ PLE 組織の年次総会においても、PLE 活動に対する現状認識や今後の課題設定などに関して各州で PLE に対する「温度差」が見受けられた。

(3)英国の PLE

英国は 2006 年 1 月に PLE タスクフォースが発足したが、それ以前は各種様々な法的支援サービスを提供する NPO 等の団体がばらばらに PLE と見受けられる活動をしていたものの「PLE」という名の下に集約されていなかった。その後 政府機関・部局、法律や教育の専門家やアドバイザー、コミュニテ

ィ・ボランティアグループ、人権推進機関などの団体で PLE ネットワークを構成することが進められ、2011 年秋から Law for Life に改組した PLE 専門の NPO 法人が PLE 活動の中心的な役割を果たしてきた。またロンドン大学 UCL の研究者らによる法的サービスとそのニーズの調査研究報告書において、一般市民の 3 分の 2 は自分の権利について無知であること、特に社会階層の違いに見られる調査結果から PLE の取組みが特定の人口集団 = 経済的・社会的に恵まれない人々のグループに焦点を当ててなされることが有効であるとの指摘がなされている。

ただし、関係者への訪問聞き取り調査の結果から、「PLE」の傘下で活動していく PLE ネットワークが作られたとは言い難く、以前と同様に各機関は個別に活動することを選択していること、PLE の普及は想定されたよりも進まずに PLE の認知度も高くないことという、当初描いたプランが実現されていない実態を知ることができた。

(4)国民の司法参加と日本の「法教育」と PLE

2001 年に 21 世紀型の新しい司法改革について提言がなされ、国民の司法参加の体現として裁判員制度が導入されたがまだ不十分な状況にある。例えば裁判員裁判に参加した結果として、有意義な「司法参加」につながったとする意見や感想も多く聞かれるが、当初の理念にもとづく国民に身近な司法を実現するには、PLE のように自分自身の問題に対する能動的な法へのアクセス促進の活動について知識を共有し検討する意義はあると思われる。

近年登場した日本の法教育（米国の Law-related Education を「輸入」）はもっぱら「次世代を担う社会構成員」である児童・生徒を対象とし、2011 年の新学習指導要領により順次導入されている。そのため、「今を生きる社会構成員で日々問題を抱える主体となりうる」大人の一般市民を対象とした

法教育や法学教育（PLE の一部と位置付けられる）はない。

他方で、日本でも各地方自治体における市民無料相談サービスや各種 NPO 法人・ボランティアによる民間における問題解決等の支援サービスが存在し、例えば消費生活センター窓口への相談など一般市民が広く利用する PLE 活動が行われており、PLE という概念の共有や認識がなくとも同様の活動は多々見受けられる。ただ、カナダと異なるのは、日本の場合は問題が発生した時に駆け込む先として消費生活センターと関わるのに対し、カナダにおいては一般市民がより良い消費者・法のユーザーとなるために各人の消費者としての権利（「法の消費者」を含む）を行使するための教育・啓蒙活動が PLE として行われ、問題発生を未然に防ぐという目的も備えている点である。

(5)まとめと今後の課題

PLE に関する国内の研究調査はほとんどなく、また紛争を経験する前の当事者への支援策として PLE を位置付けられることから従来の紛争経験後の当事者に視点をおいた研究と異なり、本研究はその意味で新しい試みである。

PLE が普及しているカナダと近年 PLE を浸透・促進しようと試みた英国における実態調査を通して、それぞれ必ずしも「理想的な」現状にはなく、むしろ様々な問題・課題を抱えている。カナダでは特に PLE を担当する実務家と（大学等の）法学関係の研究者との間には PLE の重要性や有用性の認識に大きなギャップがあり、PLE の理念や原則をあらためて捉えなおすことも今後の課題とされていたが、英国でも同様に、法学関係の研究者の中には PLE に対して「懐疑的」で、建設的な制度とは評価していない意見が見られた。それゆえ、PLE 活動の全国的なネットワークを構築するという当初の試みは成功せず、PLE 機関を代

表する NPO 法人 Law For Life のみが「孤軍奮闘」している。

さらに、両国において最も顕著なのは PLE の活動資金の問題であり、常にスポンサー・収入源を求める活動（PLE 活動本体とは別）に追われていること、公的資金の分配は政権交代・政策変更の影響を受けやすく不確定な収入源となりうることである。

PLE と法律扶助に関して特に具体的な問題として、法律扶助の対象となる低所得者層と「自由に」弁護士費用を支払うことができる富裕層との間の大多数の「普通の」一般市民（カナダ・英国とも）がもっとも困っている、すなわち訴訟などの司法手続を利用しにくい立場にあるとの指摘がなされている。それゆえ、こうした中間所得者層が本人訴訟を行う際のサポートなど、まさに PLE のメインターゲットとして積極的な働きかけが必要として、カナダ・トロント大学で研究プロジェクトが組まれるなどの動きがある。

以上をふまえて日本の PLE をどのように考えていくか。PLE に類似する活動はあるが、人々がより能動的な司法参加をするために、市民の自発的な問題回避や解決のための「法」へのアクセスなどの啓蒙としての PLE を明示かし、より自覚的な教育・啓蒙を行ったり、各機関での連携や情報共有などがなされたりすることが有用であると思われる。その際に重要なことは、多文化・多民族国家のカナダの PLE に倣い、ますますグローバル化する社会において、言葉の問題などを抱える外国人居住者や社会的弱者・中間所得者層を含む子経済的困難者への共通支援という社会的包摂の観点から PLE を考えること、また英国の PLE に倣い、市民にとって何が必要な支援かのニーズ（実態）調査を多面的に行うことによって、日本社会に必要なかつ有効な PLE の仕組みを検討する必要があること、である。特に後者について、日本独自の文化的・制度的要因、未発達の問題（関係諸機関の連携・法

的支援ネットワークを踏まえ、一般の人々が法に近づくためにはどのような内容のPLEが日本型として実施可能性があるかを、既存のPLE 類似の各種関係機関を有効活用しPLEとして有意義なネットワークが構築されるよう慎重に検討する必要があると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

田巻帝子、山下敏雅、性同一性障がい者の婚姻と嫡出推定、ジェンダーと法、査読有、10号、2013年、118-130頁

田巻帝子、南方暁、離婚問題における当事者支援とニーズ：実態調査を素材として家族<社会と法>、査読無、29号、2013年、79-92頁

田巻帝子、ミニ・シンポジウム「同性婚」：イギリス、比較法研究、査読有、74号、2012年、278-287頁

田巻帝子、“Legal needs” of the Parties in Divorce Cases in Japan、Societas/Communitas (Institute of Applied Social Sciences、University of Warsaw)、査読有、Vol.2、2011年、167-185頁

田巻帝子、What's In Between the Lines? Principles and Reality of Family Law in Japan、International Journal of the Jurisprudence of the Family、査読有、Vol.2、2011年、149-162頁

田巻帝子、Legal and Social Circumstances of Same-sex Marriage in Japan、ICCLP Publications、査読無、No.11 (Japanese Reports for the XVIIIth International Congress of Comparative Law)、2011年、65-78頁

〔学会発表〕(計8件)

田巻帝子、「自分のため」の司法参加～英・加のPublic Legal Educationの実態を手掛かりとして、日本法社会学会 2013 年度学術大会、2013年5月12日、早稲田大学

田巻帝子、Participation in the Judicial Procedure for One's Own Good、新潟大学法学部第三回ジョイント国際セミナー「What is Public Legal Education? - Issues and Matters Relating to Access to Justice -」、2013年3月1日、新潟大学

田巻帝子、イギリス法にみる性同一性障がい者の性別適合(再指定)後の法的扱い、ジェンダー法学会第10回学術大会・シンポジウム「セクシャリティとジェンダー」、2012年12月9日、早稲田大学

南方暁、田巻帝子、離婚紛争における当事者支援とニーズ：実態調査を素材として、日本家族<社会と法>学会、2012年11月10日、早稲田大学

田巻帝子、同性婚：イギリス、比較法学会第75回学術大会・ミニ・シンポジウム「同性婚」、2012年6月2日、京都大学

田巻帝子、Live and Die in Solitude Away from the Family - Issues Relating to Unattended Death *Kodokushi* in Japan、Jurisprudence of the Family 国際シンポジウム(招待講演)、2012年5月1日、カタル・ドーハ家族問題・開発国際研究所

田巻帝子、“Dilution” of Family Relationship?- Cases of Attended But Ignored Death and Unattended Death、国際家族法学会第14回世界大会、2011年7月22日、フランス・リヨン大学

田巻帝子、Gender Politics of Parenting - Recent development in promoting “fathering” in Japanese society、Jurisprudence of the Family 国際シンポジウム(招待講演)、2011年7月16日、マルタ共和国・マルタ大学

〔図書〕(計1件)

田巻帝子(他8名)、常岡史子編著『はじめての家族法 第2版』、成文堂、2013年、37-49頁・77-90頁(総216頁)

6. 研究組織

研究代表者

田巻 帝子(TAMAKI, Teiko)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授
研究者番号：80251784